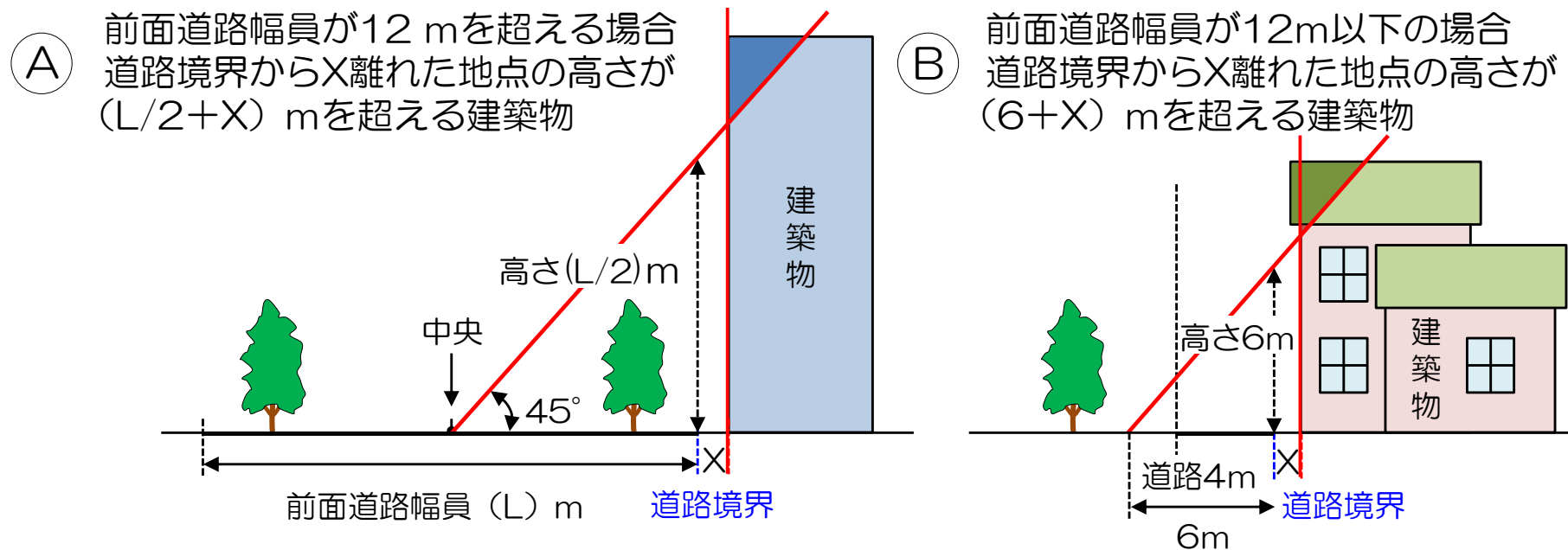


「一定の高さを超えるもの」の考え方は、次のとおりです。



例：一定の高さを超えるもの（Aの場合）

仮に、前面道路幅員が14mとし、道路境界から3m離れて建築物が建っている場合は、 $14\text{m}/2 + 3\text{m} = 10\text{m}$ となり、道路境界から3m離れた地点の高さが10mを超えるものが対象となります。

例：一定の高さを超えるもの（Bの場合）

仮に、前面道路幅員が4mとし、道路境界から2m離れて建築物が建っている場合は、 $6\text{m} + 2\text{m} = 8\text{m}$ となり、道路境界から2m離れた地点の高さが8mを超えるものが対象となります。